



下北沢駅周辺地区 地区街づくり計画

● 地区街づくり計画とは

小田急線の連続立体交差事業などを契機に、街全体が持っている魅力を一層引き出し、さらに発展させ、下北沢の特徴や地域資源を活かした「生活と文化を育み、地域の“心（しん）”となる安全で住みよい賑わいの街」の実現を目指して、世田谷区街づくり条例に基づき、下北沢駅周辺地区地区街づくり計画として定めたものです。

また、この計画策定に伴い、本地区は街づくり条例による街づくり誘導地区として指定されました。

下北沢駅周辺地区内で建築行為等を行う場合は、**建築確認申請等の前で、かつ建築行為等に着手する日の30日前までに世田谷区へ事前の届出が必要です。**

街づくり誘導地区指定日と区域及び届出先等は次のとおりです。

1 名称	下北沢駅周辺地区地区街づくり計画（裏面参照）
2 誘導地区指定	平成16年5月14日 世田谷区告示第365号
3 区域	北沢一丁目地内（38・39・40・45・46番の各一部） 北沢二丁目地内（全域） 代沢二丁目地内（29番、26・28・30番の各一部） 代沢五丁目地内（28・29番の各一部、30～36番） 代田五丁目地内（20・31・34・35番の各一部） 代田六丁目地内（1～3・5～7・12番の各一部） ※代田二丁目及び大原一丁目各地内（鉄道又は道路区域）
4 届出が必要な行為	① 土地の区画形質変更 ② 建築物の建築又は工作物の建設 ③ 建築物等の用途の変更 ④ 建築物等の形態又は意匠の変更 ⑤ 木竹の伐採
5 届出先・問合せ先	世田谷区北沢総合支所街づくり課 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール6階 TEL 03-5478-8031 Fax 03-5478-8019